平成29年度第2回(仮称)小牧市農業公園検討委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月28日(月) 午後1時30分~午後3時35分
- 2 開催場所 小牧市役所 東庁舎2階 会議室2-2
- 3 出席者

【委員】

【事務局】

小牧市役所地域活性化営業部 小林次長 農政課 余語課長 余語係長 川本主査

第一設計 小林

4 欠席者

堀委員

- 5 配布資料
 - 次第
 - (仮称) 小牧市農業公園整備基本構想 (修正)
- 6 傍聴者

なし

- 7 会議内容
 - 1. (仮称) 小牧市農業公園基本構想修正案について
 - 2. その他

【司 会】

皆さん、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。農業公園の検討委員会に、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは最初に長島委員長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

まだまだ暑い中ですが、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。今日は事前に送られてきた資料をもとに、話を進めていき、委員の意見が盛り込まれるように進めたいと思います。本日もご協力をよろしくお願いいたします。

【司 会】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、当検討委員会は、(仮称) 小牧市農業公園検討委員会設置要綱第7条に基づきまして公開となっております。

本日の傍聴者は、0名でありますので、ご報告を申し上げます。

以後の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

【委員長】

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

議題(1)(仮称)小牧市農業公園基本構想修正案について、この資料に基づいて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

たくさんありますので少し区切っていただいて、まずは「はじめに」のところからお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、あらかじめ委員の皆様に郵送しました資料をもとに、本日の説明 をさせていただきたいと思います。

なお、説明の前に、本日、取り組む内容と今後につきましてを最初に説明させていただきたいと思います。

委員の皆様の手元にあります資料は、序章「はじめに」から、施設整備のあり方、いわゆる「土地利用の考え方」までであります。

前回の折に、基本構想修正の案につきまして、8月の第2回目の検討委員会にて、基本構想の修正の案の一番最後の方までを示して、11月ぐらいの時に、パブリックコメントの前の最終案を示すという考え方を示しました。

本日、第2回目の検討委員会の開催に伴い、「土地利用の考え方」につきまして、ゾーンごとの考え方を、委員から、たくさんご意見をいただいて、次回、第3回目の検討会にて、基本構想の修正案の最後の部分まで踏み込まさせていただき、パブリックコメントの前に再度もう一度皆様に集まっていただきたいと考えています。

当初、年4回の検討委員会ということで考えておりましたが、1回増の、年 5回に変更ということで、よろしくお願いします。

それでは、一連について、説明をさせていただきます。

3ページ目に「はじめに」を示させていただきました。

前回の時に、序章の「はじめに」につきましては、項目による説明のみでありました。

これに対して、「はじめに」という、基本構想の修正案で大事な肝の部分について、内容が示されていないのはいかがなものかということで、「丁寧」な説明になるようにと、ご意見をいただいております。本日、後ほど説明をさせてい

ただきますので、ぜひ、ご意見を賜りたいと思います。

4ページ目以降、「土地利用の考え方」の前までは、前回からお示しさせていただきました部分から若干修正もありますので、こちらも説明させていただき、 ご意見をいただきたいと思います。

そして25ページ目以降の土地利用の部分ですが、それぞれゾーンという部分で区切り、案を示しております。

市が示した案に対するご意見と、プラスアルファで「こういうゾーンの考え 方であれば、こういう案が楽しいのではないか、市民の皆さんに喜ばれるので はないか」というご意見があろうかと思います。

ぜひ忌憚の無いご意見をそれぞれのゾーンごとにいただきたいと思います。 本日は、いまの説明の流れで進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

「序章」の「はじめに」は、今回の基本構想に至るまでの経緯を示しております。

本市におきましては、(仮称) 小牧市農業公園の考え方を一番最初に示したもので、多くの市民、特に将来を担います子供たちなどが食に対して、より興味を深めるため、「食育」と「環境」、この2つを伝える施設を目指し、平成20年の3月に当初の(仮称)小牧市農業公園の「整備基本構想」を策定しました。その後、この基本構想に基づき、施設整備や管理の運営方針を示した「基本

しかしながら、建設費に多額の費用を要することや、集客部分の考え方などから、一時計画を凍結するという判断を、平成25年の小牧市議会の第1回定例会において報告をしてまいりました。

計画」を、平成22年度には「基本設計」を作成してまいりました。

それ以後、白紙見直しとなりました「整備計画」につきましては、事業内容の精査、事業用地の利活用などについていただきました様々な意見を踏まえ、検討を進めてまいりました。

農業公園の事業検討における課題といたしましては、2つの観点、「事業費の縮減に向けた取り組み」と、「農業振興に向けた土地活用」であり、この2つの観点から事業全体の見直しをしたものであります。その結果、位置、規模、機能について、位置につきましては桃花台ニュータウンから約300メートル余りという土地の利点から、農地として適した土壌や南向きの斜面が現場では多く占めていますので、現位置が農業への活用にふさわしい用地であるというように位置を判断しました。

規模につきましては、事業区域を当初約11~クタールとしてまいりましたが、農業への活用への不向きな用地の精査や建設コストの縮減を検討した結果、

約6~クタールに変更し、この規模で本市の農業振興を図っていくものと判断 しました。

機能につきましては、多くの都市住民が自ら作付けできる農園の需要への活用が図れるとともに、モモ栽培サポーターをはじめとした後継者、新規就農者などを育成・拡充する場となるものと判断し、これらの位置、規模、機能の事業見直しの考え方を平成27年8月の産業建設委員会において説明をしてまいりました。

また、同年に事業用地の活用及び計画の見直しの再検討のために当委員会が設置されました。本基本計画の修正につきましては、これまでの流れを汲み、また検討委員会におきましても現地や県内の他市の農業関連施設の視察をしました折、委員の皆様にご意見をいただきました。

また、昨年に実施しました市民アンケートの結果などから、農業への関心や営農意欲を育む農業関連施設の必要性を考慮しました結果、事業用地の利活用につきましては、従前からの基本理念であります「食育」と「環境」を念頭におき、土地利用や管理運営などの基本構想の再構築を進めていく旨を「はじめに」で示させていただきました。以上、「はじめに」の説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

【委員長】

ただ今の事務局の説明に対しまして、何か質問やご意見はありますか。

【委員】

中ほどにあります、「位置としての利点」の後にある「農地として適した土壌」という表記ですけれども、以前、開催された検討委員会においても、「今のままの土ではとてもじゃないけど野菜が作れない」だとか、「改良の余地がある」とかというご意見を言われた委員が多数おられたと思う。

ここは「農地として適した土壌」という表現は外して、「南向きの斜面が多くを占めている。」にとどめた方が良いのではないでしょうか。

【委員長】

私も、「適した土地」というのは初めて聞いたような気がするのですが、どうでしょうか。

【事務局】

「農地として適した土壌」という表現につきましては、過去、現地の大半は 農地で、草は生え、木は生えており、現在、土壌としてはまだ生きており、再 生利用可能な土地としての表現で入れましたが、精査させていただきます。

【事務局】

「農地として適地」という表現ですが、再生可能ではということもありまし

て入れさせていただきました。

【委員長】

以前は農地であったか。

【事務局】

以前はそうでありました。

【委員長】

「小牧市の特性」の9ページのところに、下の4行で「当該計画地が所在する東部地区というのは…優良農地が広がっており」という記載があり、そういう部分を含めてこの辺り土地全体がいいという意味なのかと思った。

しかしながら、あそこの部分は土があまり…ということで、何か入れ替えを しなくてはいけないという話もされていたと思う。

昔は農地であったけれども、その後土が変わってしまったということなので すか。

【事務局】

「優良農地が広がっており」というのは、大半が農振農用地の地域であり、 優良農地が広がっているという意味です。農業公園のところは、直近ポイント で考えるのであれば、再生可能であると先ほど申し上げましたが、土壌改良は 必要であり、今のまま例えば草木を取ってすぐに利用できるかというと、それ は少し難しいかと思います。

隣にあるチップを混ぜてやるだとか、窒素、リン等は必要なのですけれども、改良自体は必要であると思っております。この土地自体は変なものが埋まっているとかそういったところではないので、再生は可能であるかという意味合いで入れさせていただきました。ただ、この「農地として適した土壌」と書いてあるのが少し気になる部分だというご指摘もいただきましたので、表現につきましては、少し考えさせていただきます。

【委員長】

水質検査、地下水の検査についても、実施するための検討をすることが必要 と思います。

【事務局】

これまでのご指摘を含め、進めていければと考えるものであります。

【委員長】

ありがとうございます。他に何かご意見とかご質問はありませんでしょうか。 【委員】

現況の地形から、南垂れあり、東もあり、北もあります。

土壌改良は、当然、必要だと思います。雑木を整備して、その上で例えば、 50センチ、もしくは1メートル、70センチぐらいの土壌を改良すれば、桃 とか果樹には適していると思うが、野菜にはちょっと向かないと思う。当然、 野菜に向くための土壌の改良もしなければならないと思う。

ただ、費用の問題もあるが、あまり大きく手を加えるよりも、現況の自然をなるべく残した形で進めた方がよいと考える。

はげ山にしてはいけない。以前、言いましたが、要は使う水の問題だと思う。 田んぼに引く水を使うわけにはいけない。畑ゾーンの野菜に使うため、人口で 貯めた水、そうした場合の水質についてはしっかり管理しなくてはいけないと 思う。なお、あまり最初から仕掛けを大きくしてしまうよりも、徐々に改良を 加えていくような形でないと、進め具合が大変だと思う。

【委員】

今の話に関連して、水質の件ですけれども、一つは過去からの不法廃棄物がかなりの量が放置されたままでないか、そこから出ている有害物質が土を侵していないかという心配です。地図の調整池の手前、将来拡張ゾーンの2500㎡の部分の土地は、外部からこの場所に土を持ってきており、もともとの土ではない。それも古いものですから、どこの何のときの土砂か廃棄物かわかっていない。また、現在、現地で堆肥化、チップ化して積んであるモノですが、あれも随分長いことやっていますと、農薬散布をしたものがそのまま浸かってあるので、雨で全部下にいっているはずなのです。そういうことも含めて、水質検査を一度、土地の全範囲で実施する必要はありませんが、ポイントごとにやって、安全を確認した方がよい。

【事務局】

ありがとうございます。いただきました意見については、土地利用の考え方に入る部分だと思われますので、そちらの検討事項として入れさせていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。他、何か「はじめに」という部分に関して、質問等 はありますか。よろしいでしょうか。

では、また後からでも追加があれば、ということで、続きをお願いいたします。

【事務局】

4ページ目以降をご覧いただきたいと思います。

基本構想修正案につきましては、全体を通してイラストなどを内容に、適宜 入れさせていただき、わかりやすいものをと考えます。

4ページ目に6ヘクタールを赤で入れさせていただいた白図がありますが、 当初の11ヘクタールから6ヘクタールへの移り変わりがわかるようなものを、 最終的にここに盛り込む考えであります。 5ページ目の「国における都市農業の振興に関する取り組み」のところですが、都市農業の考え方の部分や取り組みの表現をわかりやすくさせていただきました。

15ページ目をご覧いただきたいと思います。

大きく前回から変更させていただきましたところとしまして、15ページ目の「敷地条件の整理」の中の「周辺施設」、前回からさらに小牧市の東部におきます、エコハウス・小牧、プラザハウス、小牧ワイナリー、グリーンセンター桃花台店など、周辺施設がさらに巡回バスで利用できるということも含めて、紹介を追加しました。

16ページ目をご覧いただきたいと思います。

前回の資料では、市内の市民農園としまして、小牧市が管理しています藤島市民菜園や池之内市民菜園についてお伝えしました。

今回は、別に尾張中央農協の東部営農生活センターと西部営農生活センターがそれぞれ管理しております菜園の紹介と、NPO特定非営利活動法人の小牧市民活動ネットワークが池之内の赤堀で行っています菜園についても紹介をしております。

22ページ目に挟んであります、A3のところをご覧ください。

前回は、アンケートの結果の次に基本構想の考えをお示ししておりましたが、これまで小牧市が整備計画の見直しをし、「課題はどういうものなのか」、そしてそれを「どのように見直していくのか」ということを1枚でわかるような形をA3サイズで、こちらに盛り込んだものであります。

左上から、「農業公園の整備計画の見直し」としまして、「はじめに」でも紹介しました「事業検討における課題」、「2つの観点」を示しました。

次に、「位置、規模、機能の再検討」であります。こちらは先ほど委員からご 指摘がありましたので、修正・検討の結果、変更がある場合は、こちらも反映 させるものであります。

この「位置、規模、機能の再検討」、そして次に「市民向けのアンケートの結果」、「検討委員会委員向けアンケートの結果」の抜粋を入れて、これまでの流れを汲み、またアンケート等の結果から、2点の課題が小牧市としては考えられるため、右側に課題を2点入れさせていただきました。

市が考えます課題としましては、「『食育』と『環境』の両面からのアプローチの必要性」、そして「農業への関心や営農意欲を育む農業関連施設の必要性」であります。

この課題から、事業用地の利活用や従前からの基本理念であります「食育と環境」、この2つを念頭に基本構想の再構築を図るための事業コンセプトとして「基本理念 (テーマ)」、そして「基本方針 (キーワード)」を置きました。

そして、次ページ以降に基本理念や基本方針の考えを示させていただいて、 土地利用に入るという流れであります。

細かな字の訂正などは省略させていただきましたが、前回からの修正点等を 説明させていただきました。よろしくおねがいします。

【委員長】

ありがとうございました。ここまでに関して何かまたご質問、ご意見はありますでしょうか。

【委員】

5ページから8ページまでで、お願いの意見です。5ページの「関連計画」として、「(1) 国における食育等に関する取り組み」とありますが、これはテーマが「食育と環境」ですので、ぜひ国における「環境」に対する取り組みも入れていただきたいです。

同じく6ページにあります「(3)愛知県における食育等に関する取り組み」、 ここも①、②と食育に関する取り組みがありますので、ここも環境に関する取り組みを入れていただきたいと思います。

また7ページでは、(4)の真ん中あたりに「新基本計画」の中の「基本施策」として、「19. 農業において」について書かれてありますが、この「第6次小牧市総合計画」「新基本計画」の中には、環境についてのことも書かれてあると思いますので、ぜひ環境についての部分も盛り込んで書いていただきたいと思います。

最後に8ページですけれども、「④小牧市環境基本計画」の策定時期ですけれど、4行目に「小牧市環境基本計画(平成15年3月策定)」とありますが、たぶん一番新しいものですと、平成25年くらいに策定したものがあるのではないかと思います。確認し、新しいものの記述をお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。今のご指摘に対して、何かご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

こちらはまた調べさせていただきまして、皆様に報告できるような形にした いと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他に、何かご質問はありますか。

【委員】

16ページと17ページについてですが、市内の市民農園などの紹介がこちらに記載されていますが、こちらの要望です。今実際にいくつ使われていて、

余っているのか不足しているのかをそれぞれに表記していただきたいと思います。

それによっては、こちらの検討委員会の方でも委員がご意見で言われたように、本当に農業公園を造る必要があるのかということが求められてきますし、ここでもし余っているとなれば、こういう農園でない特化した完全有機栽培・完全無農薬の農園を造るというコンセプトも打ち出すことができると思います。 ぜひ、今いくつ使われて、余っているのか不足しているかという表記をしていただきたいと思います。

それで、質問ですが、17ページのところに、目次では「(4)農業体験講座」というのがあるのですが、ここに(4)として記述されていないのはどうしてなのかを教えてください。

【事務局】

まず、委員からのご質問の2つ目、前回「農業体験講座」の項目があったのですが、今回16ページ目の「小牧市が管理する市民菜園等」の中に、藤島の市民菜園、池之内の市民菜園、そして農業体験講座というような形で入れさせていただきました。

目次は誤りがありましたので、こちらは修正させていただきたいと思います。 【委員】

私、池之内菜園の管理人をやっておりますが、今年の1月1日現在で、46 区画すべて埋まっております。池之内菜園は1区画23㎡ほどしかないものですから、大きくして自分でやりたいという方が4人ほどおりましたので、今4 区画空きになっているはずです。藤島の方はわかりませんが、池之内菜園は毎年2月に更新ということになっています。そこで変化が出てくると思います。

【委員長】

そこは、大きなところに移りたいということで、移られたということですか。 【委員】

はい、移られました。今、23㎡のところから、一部は50㎡、それから、 あとはもう少し大きいところへ皆さん移ってみえます。

いつも言っておりますが、池之内菜園は初心者コースだと。もう少し大きくほしいという方は、よそへ出て行っていただくと。JAさんのところか、あと市民で地元の方がやってみえるところ、知り合いが多いものですから、そういったところを案内して、大きくしたい人はやりたいと。だいたい4、5年で周期がきています。今のところは4区画、昨日見ましたら、5つマイナスになっております。

【委員長】

ありがとうございます。

【事務局】

藤島の市民菜園ですが、163区画中19区画、現在空きがあります。こちらは、市役所としましても広報などを利用して募集させていただいております。

【委員長】

それは、比較的利用率が非常に高いという解釈で。

【事務局】

【委員】

藤島につきましては、少し空きがあるのが多いと市としても思っております。 以前、10年以上前については、ほぼ満杯の状態でありました。なぜ、空き が出ているのかと考えますと、藤島市民菜園は、藤島団地の方が、結構、多く 借りています。そういった方々が高齢化して、やめさせてもらいますとのお電 話がたまにあります。そういった近場の方がやめたものですから、今後どうす ればいいかということもあるのですが。

二重堀とか、小牧原から、離れているところから来る方もおみえになりますので、広域的というところももっと PR していかないといけないかと考えます。

もう一つだけ、池之内菜園なのですけれども、これはちょっとということがあります。一つは駐車スペースがありません。他のところにはあると思うのですが。駐車スペースが無いということで、どうしても地元の方しか、自転車かバイクか歩きぐらいしかありません。いつもおみえになって話はするのですが、最後に一言、「駐車場は無いのですか」とそういうお話になるものですから、ちょっとそこだけがネックになっています。

それから、市民活動ネットワークの池之内赤堀ですが、私もそこでいろいろとアドバイス等をしておりますが、60区画中11区画が空きでした。一昨日、少し草刈に行きました折に確認しました。ここも大変人気がよくて、駐車場もあるし、水も愛知用水の水が出るようになっています。皆さん朝からやってみえます。

桃花台の方や、小牧市の西部の方もおみえになります。定年して、土をいじりたいと。そのあとの問題は、おそらく車の問題です。

おそらく農業公園ができれば、まず桃花台の方が、やりたいというお話はよく聞いておりますので、人気があるのではないかと。

それで、できることならば、体験しながら、自分達で作りながら、最初は一坪であって、次に二坪やりたい、次にもう少し大きくしたいと。というステップアップができるようなことができれば、まずそこから他へ行こうと考えないのではないかと思います。せっかく農業公園を造るのであれば、そういうことも頭に入れていただいて、最初は一坪農園、そういうところからステップアップしていったらどうかと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。感触としては需要がありそうだと。

【委員】

あると思います。

畑をやっていましても、池之内菜園の方でも、池之内の赤堀もそうですが、 区画番号が書いてあります。そこに「ここは空きです」と空きシールが貼って あります。それで見ていかれて、やりたいという人がいました。だけどやった ことがないという方で。池之内については、農機具がすべて揃っているもので すから、持ってくるのは、肥料と、それから自分の種とか苗を持ってくればで きます。耕運機が2台とか備中とかそういうものはすべて取り揃っています。

あとは、よく残渣が出ます。白菜などでも、葉っぱは家に持ち帰るとゴミです。それを、池之内菜園では堆肥所を造って、そういった物を入れて土に還すという循環型の農園にしてあります。最初からそういうつもりで、外へは持ち出さず、中にあるものはすべて中で使うということでやっております。

【委員長】

ありがとうございます。

今回の資料の中に、前は小牧市の部分しかなくて、今回はJAさんの分が入って、こんなにたくさんあるのかと思いました。それこそ利用する方が、先ほどの委員と同じ感想で、本当に使われるのだろうかと思ったのですが、今の意見によれば、この農業公園を造る辺りでいえば、今は無いので、造れば、使いたいという方がおそらくいるであろうと、というところでよいのでしょうか。

【事務局】

300メートルほど離れている農業公園になりますので、ターゲットは桃花台です。

池之内の市民菜園は、駐車場という大きな問題があります。道路上に車を停めているとか、いろいろクレームがありまして、いろいろと苦慮している状況です。

農業公園につきましては、駐車場の整備とか、それにプラスアルファして、 例えばですが、シャワー室を設けるとか、みんなで休憩してお茶ができるコー ヒースペースとか、みんなで寛げるような、コミュニティがはかれるようなと ころがあれば、皆さんのご意向に沿うかと思います。ただ農園を造って、駐車 場も無くてというのは、これからの時代には合わないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。他に何かありますか。

【委員】

農協の関係について、資料を持ち合わせていませんが、一応空き待ちという 農園もあれば、空いているところもあると思います。次回開催の前に、農政課 の方へお伝えしておきます。

1点、桃花台から300メートルとありましたが、どこから300メートルでしょうか。

【事務局】

桃花台の区域の端からです。

【委員】

池之内菜園で、私は午前中の2時間か3時間いますが、今だと1時間、作業をやると汗だくで疲れてしまいます。よく早めに来た方に言うのですが、ここは作ることは第1ですが、それ以外に、コミュニケーションの場所であるとよく言います。そうしたら、耕作者の一部の方が、コーヒーを持ってきてくれるようになりました。だいたい10時半から11時くらいになると、コーヒータイムになるわけです。そうすると皆さんやっている方々が、休憩かたがた、ある方はテーブルを持ってきてくれて、ある方はイスを持ってきたり、そういうことをしながら、今はすごくよいコミュニケーションがとれているわけです。

年に2回の収穫祭をやるわけですが、全部自分達で企画して、自分達で取れた物で収穫祭をやっているのです。小さいところでも、人とのつながりがそれだけ広がってきていますから、すごくよいことではないかと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。ぜひそういう形のものができたらいいと思います。 他に何かご意見はありませんでしょうか。

【委員長】

質問をいいですか。15ページの法規制というところの、砂防法による砂防 指定とか、森林法における地域森林計画対象になっているとかというのは、何 か農業公園を造るにあたって、問題になるという意味で書かれているのでしょ うか。

【事務局】

15ページ目にあります法規制については、現在の敷地の状況の整理を入れさせていただいた一つの項目であります。そうした中で、まず計画地全体が、市街化調整区域であります。そして、一部の土地については、砂防法による砂防指定地になっております。今後、農業公園の建設を進めるにあたりまして、開発側が書類の手続きなどをする際に、そういう法令を遵守していく必要がありますという意味で入れさせていただいております。

【委員長】

農業公園で、今考えている施設を造るにあたり、法令的に何か引っかかるものは無く、クリアできる状況という意味ですか。

【事務局】

たとえば、地域対象民有林、森林法の関係で、樹木を伐採するとなると、そのための届出が要ります。あとは開発等をするにあたって、砂防の関係が出てきますので、そういったところも調整して造っていかないといけません。市が行いますが、そういった規制を遵守するところをきちんとするという意味合いです。

【委員長】

わかりました。ありがとうございます。他に何か。

【事務局】

今のお話ですが、地域森林計画の対象になっている森林を伐採するにあたりまして、たとえばそれが1~クタール以上の大規模な森林を伐採しなければならないということになりますと、愛知県に対する許可申請が必要になります。逆に1~クタール未満でありましたら、小牧市に対しての届出だけで済むという場合があります。細かくどこが対象の森林で、どれだけの㎡量かというお話は、手続きの中で行いたいと思います。

【委員】

「小牧市緑の基本計画」については、都市緑地法第4条に基く計画であったと思うので、その根拠を加えた方が良い。

【事務局】

確認し、対応します。

【委員長】

農業に関する今後の方向性について、市はどのように考えているか。 農地を 増やす方向か、現状維持か。

【事務局】

現在の農業を取り巻く問題点は、全国的にも言われておりますが、農業を行なう農業者が高齢化し、また少子化の問題もあり、後継者である担い手が不足しているという点であります。そのため、担い手の育成は重要課題であります。

また、後継者、担い手が不足しているという問題と並行して、遊休農地の拡大が懸念されるものであります。そのため、農地中間管理事業などを進め、農業ができないため土地を貸したい人と、農業をやりたくて土地を借りたい人との結びあわせを進め、遊休農地の解消を図っているものであります。

【委員】

22ページに折り込むA3サイズの「課題」について、題名の「課題」と「農業公園の事業コンセプトと目標」は逆にした方が、内容に適しているのではな

いか。また、「はじめに」でも伝えたが、「農地として適した土壌」の表現は、 再検討してほしい。

【事務局】

検討し、対応します。

それでは、第2章の説明に入ります。

「第2章 基本構想」の1の事業コンセプトについて、基本理念のテーマは 「食育と環境 ~里山とふれあう 市民農園~」、基本方針のキーワードは「体験」、「交流」、「育成」であります。

引き続き、2の施設整備のあり方「(1)土地利用」について、説明します。 土地利用の考え方について、農業公園は、全ての世代の市民、特に子どもや 高齢者を対象とし、農業と食べ物のつながりを農業体験等を通して伝える場の 「農園ゾーン」、里山を散策しながら自然環境とふれあう場の「協働活用(里山) ゾーン」、管理棟や農作業具置場などを設置する「施設管理ゾーン」と大きく3 つに区分し、その他を「駐車場ゾーン」や利用に応じて将来的に拡張する「将 来の拡張ゾーン」とするものです。

「農園ゾーン」については、さらに「市民菜園ゾーン」、「体験農園 (畑) ゾ ーン」、「体験農園 (果樹) ゾーン」に区分けを考えます。

「市民菜園ゾーン」の考え方については、(案1)として、市民自らが自家用野菜などを栽培し、農作業の営みを楽しむ場となるよう、市民向けの貸し農園ゾーンとしてはどうでしょうか。(案2)として、「有機無農薬栽培を徹底する家庭菜園」としてはどうでしょうか。(案3)として、不要となった作物を堆肥化できるようなスペースを設けてはどうでしょうか。

「体験農園(畑)ゾーン」の考え方については、(案1)として、家族連れなどが、畑で野菜などの収穫を楽しめるような体験農園スペースを設けてはどうでしょうか。(案2)として、落花生など、普段あまり触れる機会が少ない野菜を収穫体験できるよう、多種多様な野菜を育ててはどうでしょうか。(案3)として、小学校の生徒などが、授業の一環として、種まきから収穫までの一連を体験し勉強できるようなスペースを設けてはどうでしょうか。(案4)として、市民だけでなく、市外の方々も利用できるようにしてはどうでしょうか。(案5)として、担い手を育成するためのスペースを設けてはどうでしょうか。

「体験農園(果樹)ゾーン」の考え方については、(案1)として、様々な野菜や果樹を収穫する喜びを体験することができる空間、特に小さな子どもが、農業と容易に触れ合うことができ、楽しむことができる場としてはどうでしょうか。(案2)として、バリアフリーを設け、車椅子の利用者も、もぎとり体験ができるような場としてはどうでしょうか。(案3)として、ゾーンの中を区分けして、四季の果物が楽しめるようにしてはどうでしょうか。(案4)として、

市民だけでなく、市外の方々も利用できるようにしてはどうでしょうか。(案5) として、担い手を育成するためのスペースを設けてはどうでしょうか。

「協働活用(里山)ゾーン」については、里山の森を散策できるよう、また森林浴を楽しんだり、自然環境にふれあえる場を目指すものであります。(案1)として、現在の予定地にあるシンボル的な樹木は保存するような形にしてはどうでしょうか。(案2)として、園内全域を周回できるような道を設置してはどうでしょうか。(案3)として、バリアフリーを設け、車椅子の利用者も散策ができるように整備してはどうでしょうか。(案4)として、公園内で自然に親しむことができるよう、水に触れるスペースを設けてはどうでしょうか。

「施設管理ゾーン」については、農業公園の入り口になるとともに、「農業公園を管理する場」となるよう考えます。(案1)として、駐車場ゾーンとは別に、身体障害者用の駐車場を設置してはどうでしょうか。(案2)として、管理棟を設け、鍬や木槌など農作業に必要な道具を貸し出しできる倉庫を設置してはどうでしょうか。(案3)として、公園を快適に利用できるようシャワー室、トイレ等を設備してはどうでしょうか。

「駐車場ゾーン」については、農業公園を利用しようと、車で来た人たちがゆったりと過ごせるよう、台数の確保を検討するものです。そのため、市民菜園ゾーンの利用区画に相応した数の駐車台数を設置してはどうでしょうか。

「将来の拡張ゾーン」については、農業公園内の目的と市民の利用内容などに応じて、必要な範囲を拡張できるように対応するゾーンと考えます。(案1)として、市民菜園ゾーンにおける当初の利用率などを考慮し、必要に応じて市民菜園のゾーンを増やしてはどうでしょうか。(案2)として、新たな農業の担い手を育てるため、農作業や園芸知識を学習する場となる場となるよう、担い手の育成(教室)ができる農園ゾーンを設けてはどうでしょうか。(案3)として、農園とは別に、休憩できたり、小さな子どもなどが遊ぶことができるようなスペースを設けてはどうでしょうか。(案4)として、丘陵地の特色を生かし、風景・景色を望めるスペースを設けてはどうでしょうか。(案5)として、バーベキューを楽しめるエリアを設けてはどうでしょうか。(案6)として、公園内で収穫された農作物をもって収穫祭を実施したり、物販を実施するような「地域交流の場」となるようにしてはどうでしょうか。

【委員長】

基本理念のテーマの「~里山とふれあう 市民菜園~」について、市民菜園 で里山とふれあう部分があるか。また、文字のスペースはどのような意図か。

【事務局】

農業公園は「公園」であるため、「市民菜園」という表現も含め、サブタイト ルについては再考します

【委員】

市民菜園ゾーンの「有機無農薬栽培の徹底」についてであるが、農業体験(果樹)ゾーンで果樹を育てる場合、必ず消毒を必要とする。現地は、西や南西の風が吹き、農薬が飛散したり、地面に農薬が染み込むことを考慮すると、「有機無農薬栽培の徹底」は難しい。

【委員】

体験農園(果樹)ゾーンは、他のゾーンと隔離してはどうか。 果樹のゾーンをここにした理由は。

【事務局】

現地では、もともと栗の木等がある場所であり、現地の形態を優先させたものであります。

【委員長】

最初に、「果樹」として栗と桃は入るか。

【事務局】

入れる予定です。

【委員】

体験農園(畑)ゾーンについて、家族連れから小学校まで様々な人たちに体験をさせようと考えると800㎡では足りない。

また、毎日の畑の世話を誰が行うのか。

【委員】

体験農園(畑)ゾーンの「落花生」であるが、JAの営農指導員に時期や種類を聞いて、収穫するものがそれだけあるか。

最初は、小規模で行い、徐々に拡大していくという形が良いと考える。

【委員長】

体験ゾーンについては、管理する人はいるのか。

【事務局】

まだ決まっていません。

【委員】

協働活用(里山)ゾーンにおける道は、公園内をつなげるものか。周回できるような道か。

【事務局】

道は、農業公園内を周回できるようつなげる予定です。

【委員】

ぜひつなげてほしい

【委員】

区域の道を挟んだ一番西の場所も、農業公園の区域と認識しているが、農業 公園の区域として何か予定はあるのか。

【事務局】

職員用の駐車場程度であります。

【委員】

「鷹ヶ池」は、農業公園の計画に入っているのか。

【事務局】

「鷹ヶ池」は農業公園の計画から外れています。

【委員】

拡張ゾーンはどうするのか。フェンスなどで囲うのか。

【事務局】

現在未定。必要性を含め、整備の中で決めていく考えです。

【委員】

里山ゾーンはどのように整備していくのか。

【事務局】

里山の森を散策できるよう、また森林浴を楽しみ、自然環境にふれあう場となるよう整備していく考えです。

【委員】

水が流れて、小川があって、畑があって…というのが里山のイメージである。 敷地内の一番上に受水槽を置いて…。

「水に触れるスペース」はどのような形を考えているか。

【事務局】

「ビオトープ」も想定内ですが、具体的なものは未定です。

【委員】

バリアフリーは良い考えだが、斜度は25%以下でないと…。

【委員】

トイレや手洗い場はあった方がよい。

【委員長】

計画は、どの段階で具体化するのか。

【事務局】

基本計画は、様々な意見を盛り込んだ段階のもので、基本計画から基本設計、 実施設計という進め方であります。

【委員長】

事務局から出た案でも、最終的に削ってもよいのか。

【事務局】

意見をいただき、不要であれば削り、良いものを案として進めていきたいと

考えます。

【委員】

シャワー室はぜひ入れてほしい。他の菜園との違いを出す。

【委員】

動いて出た汗がいいという人もいる。

【委員】

「将来の拡張ゾーン」で「小さな子どもなどが遊ぶことができるようなスペース」とあるが、遊具の設置は反対である。自然のままがいい。

東屋の屋根ぐらい。カフェレストは不要。

【委員】

管理棟で、弁当を食べたり、講習会やミーティングができる部屋がひとつ、 ふたつほしい。

【委員】

バーベキューは規模を考える必要がある。周辺に住居があり、火の始末が大変である。また、市民四季の森にも、バーベキュー施設はある。

【委員長】

ありがとうございました。

他にご意見は無いでしょうか。それでは進行を事務局にお返しします。

【司 会】

本日は、長時間にわたりまして、いろいろなご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

これからもこのご意見を踏まえながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農業公園検討委員会を終了させていただきます。 ありがとうございました。